

機関番号：32686

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20730034

研究課題名 (和文) 国際紛争処理における事実審査手続きの法的意義と位置づけに関する研究
研究課題名 (英文) International Inquiry (Fact Finding Mission): Its Role and Purpose in Peaceful Settlement of International Disputes.

研究代表者

岩月 直樹 (IWATSUKI NAOKI)

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：50345112

研究成果の概要 (和文)：

国際紛争処理手続としての事実審査手続は 19 世紀末にはすでに整備されていたものであるが、長らくその利用実態や実際の意義について明らかとされてこなかった。本研究はこうした事実審査手続について、とりわけ国際連合によって頻繁に用いられるようになっていることをふまえ、その利用実態を調査し、それが現在の平和的紛争解決および国際安全保障を促進する上で有する意義の解明を試みた。

研究成果の概要 (英文)：

International inquiry was introduced as a means of peaceful settlement of international disputes as early as at the end of the 19th century. Though, it had been scarcely resorted to by disputing States nor developed in practice as well as in academic literature. However, the United Nations recently came to employ it actively. The aim of this research is to research into actual examples of employment of international inquiry, or fact finding mission as is sometimes called, by disputing States and International Organizations, and to examine its role and purposes in the process of peaceful settlement of international dispute.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 20 年度	1,500,000	450,000	1,950,000
平成 21 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
平成 22 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：事実審査、平和的紛争解決、友好的紛争処理、国際安全保障

1. 研究開始当初の背景

国際紛争処理論においては従来、事実審査手続きに対してそれほど高い関心が向けられてきていなかった。その要因は、調停手続や裁判手続とは異なり、紛争の解決を直接的に導くものではないという、事実審査手続きの特徴に求められるように思われるが、国際実践としては、国連による事実調査団の派遣に見られるように、事実審査手続きはきわめて頻繁に利用されてようになっており、今日では事実審査手続きは現実の国際紛争処理においてきわめて大きな重要性を有するようになってきている。従来の国際紛争処理論においては、こうした事実審査手続きの利用実態そのものに対する関心が低く、個別研究を超えて、事実審査手続きの今日的な利用形態やそれが紛争処理に果たした実際の役割を捉えようとする研究はいまだ見られなかった。紛争処理に関する代表的な著作である、J. G. Merrills, *International Dispute Settlement* (Third Edition, 1998) も、事実審査手続については戦前の利用例を含めた数件を示すに留まっているのが現状である。確かに、事実審査手続きはそれ自体としては紛争の解決に直接的な結果をもたらすものではないとしても、しかしそのような特徴を有しているがゆえに、紛争当事者にも受け入れやすく、また国連により頻繁に利用され、ひいては他の紛争処理手続による紛争処理の端緒となるとともにそれを補助し、その解決を促す役割を有するよう思われる。こうした仮説を実証的に検証することは、平和的紛争解決原則を基本とする今日の国際紛争処理の法構造を捉える上で、必要な研究課題となっている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国際紛争処理において従来、必ずしもその重要性が認識されてこなかった事実調査手続きについて、国際紛争あるいは超国境的紛争の処理と解決におけるその利用実態を調査し、平和的紛争解決原則を基本原則とする今日の国際紛争処理の法構造におけるその意義と位置づけを明らかにすることにある。

本研究の特色はなによりもまず、従来、包括的な調査・研究の対象とされてこなかった事実審査手続きについて、その実態を調査し、今日の国際紛争処理の法構造におけるその意義と位置づけを明らかにしようとする、先駆的な研究であることにある。事実審査手続きは今日、多数国間条約の履行確保手続きの一環として組み込まれたり、あるいは人道危機への対処手段として実際に利用されるなど、単に国家間紛争の処理手段を超えて幅広い利用が見込まれ、また実際にも利用されている。こうした事実審査手続きをめぐる状況の変化が、その役割という点でどのような影響を及ぼしているのか、そしてそれは今日の国際紛争処理の法構造の下でどのような意義と位置づけを与えられているのかという観点から捉えることが、本研究の目的である。

本研究は他方で、平和的紛争解決原則の今日的な妥当性を図る意義を有する点においても、特色を有する。強制的紛争処理手続により、自らの判断を他国も受け入れるよう供用し、事実上の平和を維持することを認めてきた伝統的な国際法とは異なり、平和的紛争解決原則を基本原則とする現在の国際法の下では、国際法の解釈における客観性の確保（少なくとも確保の試み）が要請され、各国家は自らの判断を当然に有権的なものとして他国に強制することは認められない。事実調査手続きは、そうした客観的な国際法の解

積適用をはかる上で必要とされる前提的な作業でもある。それゆえに、紛争処理の実際において、紛争当事国が事実調査手続きをどのように利用しているかを明らかにすることは、今日の国際社会における平和的紛争解決原則の妥当性をはかる上でも重要な意味を有する。

3. 研究の方法

複雑化する国際紛争との関わりにおける事実調査手続きの意義という研究課題についてはいまだ本格的な研究が進んでいないことから、本研究ではまず、第二次世界大戦後から現在までの時期における事実調査手続きの利用実態を把握することとした。また事実調査手続きが国際紛争処理手続として導入された経緯に関する歴史的検討を行い、当初期待されていた役割を事実調査手続きが果たしているのか、あるいはそれとは異なる役割を果たしているのか、そしてそれは他の紛争処理手続を含めた紛争処理過程全体の中でどのような意義を有するのかを検討する。その際には、国連により実施された事実調査と紛争当事国間の交渉との関係など、他の紛争処理手続と事実審査手続きとの関係に特に着目することとした。

以上の観点からまず、利用実態の現状を調査・整理した。そのために、関連資料の収集および実務家への聞き取りを行い、調査結果のデータベース化を試みた。また事実調査手続との比較のために、国際裁判手続等における事実認定、および真実和解委員会に関する調査も行った。

次いでこれら関連資料を基に、事実審査手続が紛争処理手続として導入・整備された際の歴史的な事情、平和的紛争解決原則の成立およびその意義をふまえつつ、それらの意義が事実調査手続の利用状況の中にどのよう

に反映しているのかを検討し、事実審査手続の評価についての検討を行った。

4. 研究成果

(1) 手続の利用実態調査に関する成果

事実審査は任務を委ねられた審査委員会による関係者からの聞き取り、実地調査、委員会による資料の検討、そして報告書の採択・提出をもって行われるが、これらの手続について統一されたものはなく、関連する資料の公開についても必ずしも保証されていない。そのため、関連資料のうち報告書の採択に至る過程の資料などについては入手が困難であり、また当事者からの聞き取りについても秘匿性の問題などがある。そのため、事実審査の利用事案と最終的に採択された報告書については一通りの資料が収集したものの、必ずしも完全なものではない。他方で、事実審査に関する研究状況の欠缺を埋める最初の試みである本研究としては十分に期待される調査成果を得ることができたと思われる。

(2) 手続の役割・意義の調査に関する成果

本研究を通じて得られた資料に基づく事実審査手続の意義に関する本格的な評価は今後の課題であるが、さしあたり次の点を指摘できると思われる。まず①事実審査手続は紛争当事者から独立した第三者による審査を通じて事実認定の客観性を「擬制」することにより、事実認識をめぐる主観的な非難の応酬を避けることで紛争処理を促進しようとするものであること、またそのために、②単に国家間紛争のみならず、国内紛争・争乱の悪化をも避けるための利用にも適していることを、その積極的な意義として有する。しかし他方で、③事実審査を進める上での証

拠の収集方法やその評価の方法については、もっぱら事実審査委員会を担う者、またそれらの任命者(国際組織・機関)への信頼・権威によるところが大きく、上記のような積極的な意義を実際に果たすための制度的な保証が欠けていること、また④とりわけ人権侵害事案のような場合には事実認定と法的評価を厳密に分離することが困難であり、そのために紛争当事者による審査結果の受け入れを困難とする可能性を潜在的に伴ってもいるということも指摘することができよう。

これら本研究に関わる研究成果についてはいまだ公表に至っていないが、補完的な調査・検討の上で資料および論文として今後公表していく予定である。

5. 主な発表論文等

該当なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩月 直樹 (IWATSUKI NAOKI)

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：50345112